平成２３年（フ）第７０号
大阪府富田林市藤沢台１丁目２番11号、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番８―202号
破産者　松田　秀樹
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
大阪府富田林市藤沢台１丁目２番11号、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番８―202号
破産者　松田としみ
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４１号
堺市東区草尾767番地３　大美野ハイツＢ―201号
破産者　土井　栄一
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４２号
堺市東区草尾767番地３　大美野ハイツＢ―201号
破産者　土井　晴惠
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
大阪府河内長野市中片添町35番３―202号、前住所堺市北区百舌鳥本町３丁435番地　グリーンハイツⅡA103号
破産者　利風樹、Ｐｒｉｎｃｅｓｓ　Ｒｅｆｕｇｅこと　廣井　利行
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
福岡県飯塚市横田343番地24
破産者　田中　　健
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５１号
福岡県飯塚市内住664番地６
破産者　松田　成孝
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４３号
青森県八戸市柏崎３丁目３番３号
破産者　市沢　厚子
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
埼玉県比企郡吉見町東野５丁目11番地８
破産者　清水　康江
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６号
埼玉県熊谷市小江川2091番地４
破産者　熊谷ビジネスリサーチこと　駒井　健次
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４３４号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地45棟208号
破産者　野崎　幸春
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
北九州市門司区旧門司２丁目11番10号
破産者　三木　教男
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０号
熊本県荒尾市大島102番地１
破産者　松尾　保聖
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５２０号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地223
破産者　朝國桂仁郎
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２６４５号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字細根84―４―301棟―102
破産者　高野瀬叡一郎
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３１４号
東京都大田区大森西１丁目11―８―311
破産者　丸山　義一
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７７号
東京都豊島区西巣鴨２丁目５番２号
破産者　株式会社トガネット
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７８号
東京都豊島区巣鴨３丁目34―10―1004、開始決定時の住所東京都豊島区西巣鴨２丁目５―２
破産者　富樫　順一
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部